⑶　メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標
⑷　たばこ対策に関する目標
⑸　予防接種に関する目標
⑹　生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標
⑺　その他予防・健康づくりの推進に関する目標
2　医療の効率的な提供の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項
⑴　後発医薬品の使用促進に関する数値目標
⑵　医薬品の適正使用の推進に関する目標
3　目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項
⑴　住民の健康の保持の推進
⑵　医療の効率的な提供の推進
4　目標を達成するための保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項
5　都道府県における医療費の調査及び分析に関する事項
6　計画期間における医療費の見込みに関する事項
7　計画の達成状況の評価に関する事項
8　その他医療費適正化の推進のために都道府県が必要と認める事項
三　その他
1　計画の期間
2　計画の進行管理
3　計画の公表
第2　都道府県医療費適正化計画の達成状況の評価に関する基本的な事項
一　評価の種類
1　進捗状況の公表
2　進捗状況に関する調査及び分析
3　実績の評価
二　評価結果の活用
1　計画期間中の見直し及び次期計画への反映
2　都道府県別の診療報酬の設定に係る協議への対応
第3　医療費の調査及び分析に関する基本的な事項
一　医療費の調査及び分析を行うに当たっての視点
二　医療費の調査及び分析に必要なデータの把握
第4　医療費適正化に関するその他の事項
一　国、都道府県及び保険者等の役割
二　国の取組
1　国民の健康の保持の推進に係る施策
2　医療の効率的な提供の推進に係る施策
三　都道府県の取組
四　保険者等の取組
五　医療の担い手等の取組
六　国民の取組
第5　この方針の見直し

はじめに

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化等医療を取り巻く様々な環境が変化してきており、国民皆保険を堅持し続けていくためには、国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療に要する費用（以下「医療費」という。）が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていく必要がある。

このための仕組みとして、平成18年の医療制度改革において、医療費の適正化（以下「医療費適正化」という。）を推進するための計画（以下「医療費適正化計画」という。）に関する制度が創設された。医療費適正化計画においては、国民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を定めることとされており、具体的な政策として展開することができ、かつ、実効性が期待される取組を目標の対象として設定することが重要である。

医療費適正化計画に関する制度が創設された平成18年以降も、我が国は他国に類を見ないスピードで少子高齢化が進んでおり、平成37年にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる超高齢社会を迎える。こうした中で、国民一人ひとりが、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、質が高く効率的な医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療・介護の総合的な確保を推進するため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）が成立した。この中で、地域における効果的かつ効率的な医療提供体制の確保のため、都道府県は、地域医療構想（医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の４第１項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）に定める地域における将来の医療提供体制に関する構想に関する事項をいう。以下同じ。）を策定することとされたところである。

さらに、平成27年には、医療費適正化の取組を国、都道府県並びに保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第７条第２項に規定する保険者をいう。以下同じ。）及び後期高齢者医療広域連合（法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）（以下「保険者等」という。）がそれぞれの立場から進める体制を強化するため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。以下「医療保険制度改革法」という。）により、医療費適正化計画に関する見直しが行われ、病床機能の分化及び連携の成果を踏まえた医療費の見込みを医療費適正化計画に盛り込むこととされた。医療費の見込みを算定するに当たっては、平成27年６月の「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年６月30日閣議決定。以下「経済・財政再生計画」という。）も踏まえ、データに基づき医療費の地域差についてその背景も含めて分析し、医療費適正化につなげ、当該地域差の縮小を目指していくことを検討していく必要がある。また、平成30年度からは都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、都道府県が医療提供体制と医療保険制度の両側面で中心的な役割を担うことが期待される。

この方針は、法第８条第１項の規定に基づき、都道府県が医療費適正化計画を作成するに当たって即すべき事項を定めるとともに、医療費適正化計画の評価並びに医療費の調査及び分析に関する基本的な事項等を定めることにより、医療費適正化が総合的かつ計画的に推進されるようにすることを目的とするものである。

第１　都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項

一　全般的な事項

1　医療費適正化計画の基本理念

⑴　住民の生活の質の維持及び向上を図るものであること

医療費適正化のための具体的な取組は、第一義的には、今後の住民の健康と医療の在り方を展望し、住民の生活の質を確保・向上する形で、良質かつ適切な医療の効率的な提供を目指すものでなければならない。